八〇MHzを超え一六〇MHz以下	六・二五ミリワット
四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット

［リ・ヌ　略］

ル　隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。

［(1)　略］

(2)　占有周波数帯幅が一八MHzを超え二〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3)　占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）二〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(4)　占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）四〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

［リ・ヌ　同上］

ル　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

［(1)　同上］

(2)　占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(4)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

ヲ　帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一)　占有周波数帯幅が一八MHz以下の無線設備

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二四〇MHz	五、一四〇MHz以上五、一四二MHz以下	九八MHz以上一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下